



廃棄物処理法等改正・PCB特措法及びJESCO法改正 概要資料

令和 8 年 7 月
環境省 環境再生・資源循環局



【概要】今後の廃棄物処理制度のあり方について（意見具申）

- 廃棄物処理法等の制度の点検・見直し等を行うため、中央環境審議会に「**廃棄物処理制度小委員会**」を令和6年12月に設置。
- 計9回開催された小委員会においては、**1.不適正スクラップヤード問題への対応**、**2.処理期限以降に覚知されたPCB廃棄物の適正処理の確保の仕組み**、**3.災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する制度の点検・見直し**について検討を重ね、以下のとおり意見具申をとりまとめた。

I.不適正スクラップヤード問題への対応と再生材供給のサプライチェーン強靱化の推進

廃棄物又は有害使用済機器に該当しない雑品スクラップや廃鉛蓄電池等の不適正な処理に起因する生活環境保全上の支障が生じていることを受けて、これらの適正な処理を確保するための全国で統一的な法制度の創設等が必要。

① 制度の対象となる物品

- 廃鉛蓄電池等の個々の物品に鉛等の有害物質が含まれ、その不適正な保管・処分により生活環境保全上の支障を生じるおそれのあるものと、金属スクラップや雑品スクラップ等の一定程度集積して保管・処分されることにより生活環境保全上の支障を生じるおそれのあるものを対象とする。
- 物品が混在して保管されている様態やリチウム蓄電池を内包している等の物品の性質等を踏まえながら対象物品を精査し、包括的な定義付けを検討。

② 制度の内容

- 廃棄物に該当しない制度対象物品の保管・処分を業として行う場合、許可制などの事前審査制度を導入。
- 制度対象物品のそれぞれの性質に応じて、事業者の能力や保管・処分時の設備の構造、処分方法等の基準の検討。
- 適切な環境保全対策が講じられている場合に過度な負担とならないよう配慮。

③ 適正処理の確実性を高めるための措置

- 制度対象物品の受入れや処分に係る日付や数量等について、帳簿への記載を義務付けること等により、トレーサビリティの仕組みを構築。

④ 適正処理の確保により、不適正輸出を防止するための仕組み

- 使用済鉛蓄電池等について、国内処理原則を適用して国内での適正な処理を確保するとともに、輸出に当たっては環境大臣の確認を制度化。

⑤ 制度の実効性を高めるための措置

- 現行の有害使用済機器保管等届出制度と比べて罰則を強化すること等により、不適正な処理等を実効的に抑止。
- 廃棄物となったリチウム蓄電池等の保管時等における他のものとの区分や、産廃委託契約におけるリチウム蓄電池等の含有の有無を明確にするための仕組み等を導入。
- 再生材製造の原料の安定調達のための物流網の効率化（ネットワーク形成）や適正かつ競争力のあるリサイクルを行う再生材製造拠点の構築を進め、再生材供給サプライチェーンの強靱化を図る。

II.PCB廃棄物に係る対応

高濃度PCB廃棄物の継続的な処理体制の確保とともに、低濃度PCB含有製品にかかる管理の強化が必要。

① 高濃度PCB廃棄物の新たな処理体制の確保

- 実証試験の結果を踏まえ、廃棄物処理法に基づく無害化認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加するとともに、前処理設備の考え方を追加。
- 新たに発見された高濃度PCB廃棄物は都道府県知事への届出を義務付け（現行ルールの継続）。特例処分期限等は廃止。発見後一定期間内の処分委託等を義務付け。

② 低濃度PCB使用製品に係る管理制度

- 低濃度PCB使用製品の管理の状況について、都道府県知事への届出を義務付け。廃棄の際には一定期間内の処分の委託を義務付け。

③ 事務の見直し等

- 都道府県によるPCB廃棄物処理計画、保管及び処分の状況の公表義務を廃止。また、JESCO法の関係規定を見直す。

III.災害廃棄物への対応

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理ができるよう、平時の一般廃棄物処理と連動させつつ、発災時における処理の実効性を高める仕組み等の構築が必要。

① 専門支援機能

- 自治体の公費解体工事や廃棄物処理に係る事務等について、横断的に調整支援する専門支援機能（機関）に関する規定を整備するとともに、JESCOがその役割を担えるようJESCO法の関係規定を見直す。

② 災害支援協定に基づく処理に係る特例措置等

- 市町村が策定する一般廃棄物処理計画の規定事項に、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加。災害支援協定の締結を自治体の努力義務とするとともに、同協定に基づき委託を受けた民間事業者に対する災害時の委託基準の合理化等の特例措置を創設。
- 産業廃棄物の処理施設において、同協定に基づき同種の災害廃棄物の処理を行う場合について、一般廃棄物処理施設の設置に係る特例措置を拡充。

③ 廃棄物最終処分場の受入容量確保に係る特例制度

- 災害廃棄物を受け入れる能力を有する廃棄物最終処分場に対する指定制度を創設し、自治体が設置者に対して受け入れを求めることができる制度を創設。

廃棄物の処理及び清掃に関する 法律等の一部を改正する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要

現状・課題

措置事項

<スクラップヤードへの規制強化>

- 金属、プラスチック等の保管又は再生を行う**スクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壤汚染、火災等が問題。**
- 不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。

※ 自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。
写真は不適正なスクラップヤードの例。

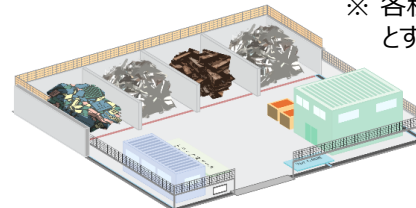


<施行期日> 公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

(廃棄物処理法等※の改正)

- 保管又は再生**を行う事業に関し、**許可制を導入。**
- 対象物品に応じた**保管、再生の方法の基準**を設ける。
基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境汚染のおそれのある物品の**輸出の際の環境大臣の確認**の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う



<災害廃棄物の処理の推進>

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足
 - 民間の廃棄物処理場の活用の停滞
 - 被災自治体の人員・専門的知見の不足



<施行期日> 公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日等

(廃棄物処理法の改正)

- 市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け、自治体と民間事業者等との間の災害支援協定の締結の推進。**
- 災害廃棄物を受け入れる**民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度**を創設。
- 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

(JESCO法※の改正)

- 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

※このほか、平成26年改正において手当てする必要があった廃棄物処理法第6条の2について、規定の修正を行う。

改正の背景 スクラップヤードへの規制強化関係

スクラップヤードへの規制強化



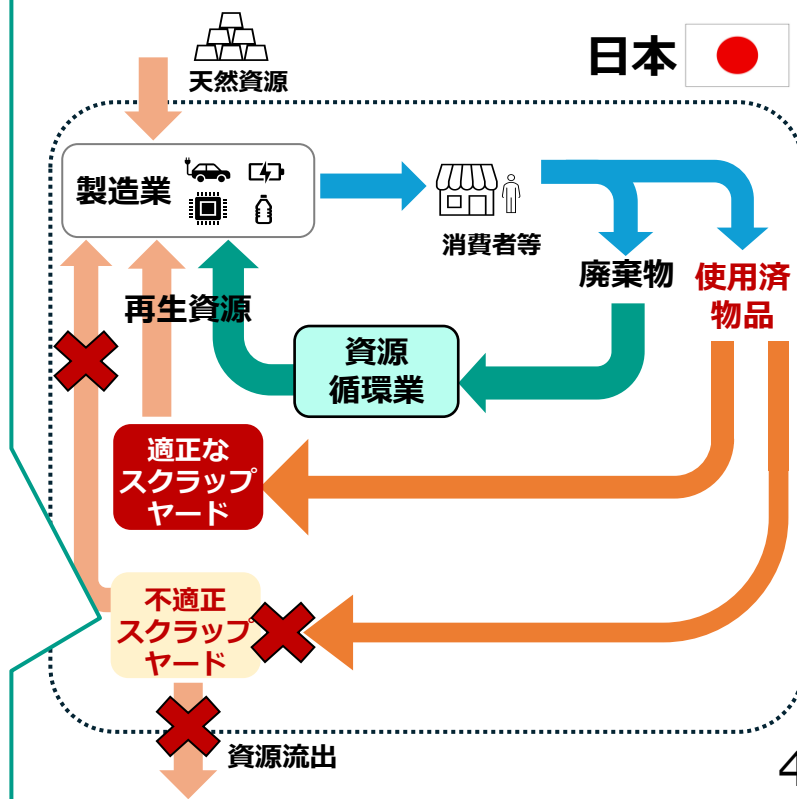
- 一部地域で、スクラップ等の不適正な保管や処分に起因する騒音、水質汚濁、火災の発生等が報告されている。**不適正スクラップヤードに起因する環境汚染の未然防止対策**が必要。
- 不適正スクラップヤードは、環境対策が不十分な分、操業コストが抑えられ、買取価格を通常より高値に設定できる等、適正なスクラップヤードと公正な競争が妨げられており、その解消が重要。
- 国内での**循環資源の回収拡大**や不適正な**国外流出等を抑制**し、**経済安全保障の確保**に向けても重要。

<不適正スクラップヤードにおける環境保全上の支障>

- 全国4,625事業場の一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等の問題発生（計275件） ※都道府県等に対する実態調査（環境省令和7年度実施）

事業場の分類	支障の種類									計	事業場数
	火災	LiB	土壌・地下水汚染	飛散・流出	騒音・振動	悪臭	水質汚濁	崩落	その他		
スクラップヤード	35	6	12	44	103	24	30	8	19	275	4,625
金属スクラップ	7	1	3	15	45	6	4	3	7	90	1,978
雑品スクラップ	21	4	2	9	31	8	6	2	8	87	1,204
プラスチック	1	0	0	8	7	6	2	3	2	29	415
その他	6	1	7	12	20	4	18	0	2	69	1,028

- 各地の自治体において、金属スクラップ、プラスチック等の保管に関する条例の制定が相次いでいる（少なくとも5県8市）



法の目的・定義（改正・新設）

- 法の目的に、有価物である要適正再生使用済金属・プラスチック物品等を追加する。（第1条関係）
- 使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るものを「使用済金属・プラスチック物品」とする。（第2条関係）
※廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。
- 使用済金属・プラスチック物品であって、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するものを「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とする。（第2条関係）

※要適正保管使用済金属・プラスチック物品についても同様に規定。

対象物品の考え方

既に本来の用途は終了し
資源としての価値のみがある
〔有価物のため現在は規制対象外〕

破損や浸水等を考慮せず、
ぞんざいに扱われる性格を有している

包括的に規制の網にかけ生活環境
保全上の支障を未然に防止

要適正再生使用済金属・プラスチック物品



（使用済家電等）



雑品スクラップ

（使用済基板等）



金属スクラップ



使用済プラスチック

使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生に係る許可制（新設）

- 有害使用済機器保管等届出制度を廃止する。（第17条の2関係）
- 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業を行おうとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、政令で定める基準の遵守等を義務付ける。（第24条の7、第24条の8、第24条の15、第24条の16関係）

※ 都道府県知事の権限は、廃棄物処理法施行令で定める市（指定都市及び中核市を予定）に対して移管する予定。

➡ **適正に保管又は再生の事業を行える経理的基礎・技術的基礎等を有する者に事業の許可を与える。**

<許可対象となる事業>

◆ **保管**（譲渡のためのもの）



◆ **再生**（切断、圧縮、破碎、選別、洗浄等。再生のために行う保管を含む。）



※許可を要しない者

- ①事業場の敷地面積が政令で定める面積以下である事業者
- ②国、自治体など適正かつ確実に行うことができる者
- ③完成品の製造における工程（製鉄、精錬等）の一部として行われる再生を行う者

<許可基準の例> ※詳細は政省令で定める

- ・事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有していること
- ・事業に用いる施設が保管や再生の基準に適合していること
- ・申請者が事業を的確かつ継続して行う能力を有していること
- ・申請者が欠格要件（拘禁刑に処された者など）に該当していないこと 等

<基準等の遵守の義務付け>

- ・ **保管、再生の基準**（⇒次ページ）の遵守
- ・帳簿の作成 等

<有害使用済機器保管等届出制度の廃止>

- ・平成29年改正により導入した、有害使用済機器（家電4品目、小型家電28品目）の保管又は処分を業とする者に対する都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度を廃止する。 ※同制度対象者は新たな許可制度の対象となる。

スクラップヤードで求められる保管基準・再生基準のイメージ

保管物の高さの制限

周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から、保管の高さを制限する措置（最大〇m等）

飛散・流出の防止設置

みだりに人が入り込まないように、また、保管物が周辺環境へ飛散・流出・崩落しないよう囲いを設置する措置（構造耐力上安全な強度、網フェンス設置等）

分別・保管の設置

電池や油類、モーターなど、火災を発生させるおそれのある物を分別・保管する措置

火災の発生・延焼防止措置

仕切りの設置や保管物同士の距離を空ける措置（保管物同士の間隔〇m以上、保管面積〇m²以下等）

汚水流出の防止設置

油水分離装置や排水溝を設置する措置

掲示設置

保管場所である旨、保管品目、管理者の氏名・連絡先など必要な事項を周知する措置（〇cm×〇cmの掲示板等）

地下浸透の防止設置

油の漏洩や汚水の発生・流出等を防止するため、コンクリートなどを敷設する措置

騒音・振動の防止設置

重機の稼働や保管物の積み上げ・積み下ろしに伴う騒音・振動を低減する措置（小型車両・重機の使用等）

※適正な事業者が対応できない基準とならないよう、関係業界の御意見にもしっかりと耳を傾けて、具体の基準を検討する。

廃棄物処理業者や各種リサイクル法の認可事業者への許可みなし（新設）

- 一般廃棄物処分業者等は、許可を受けないで、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等を行うことができるものとする。（第24条の12、第24条の19関係）
- 資源有効利用促進法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法、再資源化事業等高度化法の許認可事業者（一部の委託を受けた事業者を含む。）は、再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の保管又は再生を行うことができるものとする。

既存の廃棄物処理業者、廃棄物処理施設の設置者、各種リサイクル法等の許認可事業者、委託事業者は許可事業者とみなす。 ※保管基準・再生基準等の遵守も同様に義務付ける。

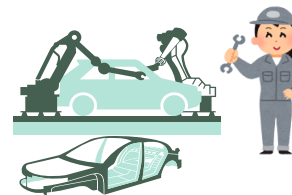
廃棄物処理許可業者等
（一般廃棄物・産業廃棄物）



資源有効利用促進法
認定自主回収・再資源化事業者等



自動車リサイクル法
解体業者・破砕業者



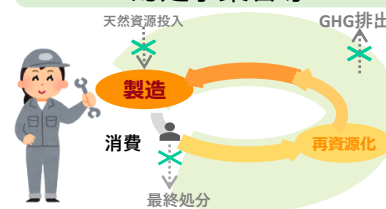
小型家電リサイクル法
認定事業者等



プラスチック資源循環法
認定事業者等



再資源化事業等高度化法
認定事業者等



許認可を受けた事業の内容に応じ、**要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等の事業を可能とする。**

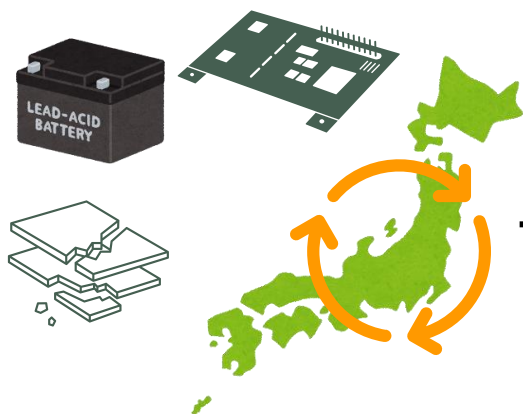
環境汚染のおそれのある使用済金属・プラスチック物品の輸出確認（新設）

- 「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とは、国内において収集された要適正再生使用済金属・プラスチック物品であって、バーゼル法の特有害廃棄物等に該当するものとし、その再生等はあるべく国内において適正にされなければならないものとする。（第24条の20関係）
- 特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出しようとする者は、環境大臣の確認を受けなければならないものとする。（第24条の21関係）

※要適正保管使用済金属・プラスチック物品についても同様。

➡ 海外での環境汚染防止・国内の適正な再生能力の維持のため、**国内再生原則を創設**。輸出の際は、**国内の設備・基準等に基づく環境大臣の確認を義務付け**。

国内再生原則の適用



環境大臣の確認



輸出の際には

輸出確認の要件

1. 国内の設備・技術に照らし、国内で適正な再生が困難と認められるか
2. 困難でない場合は、国内における特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の適正な再生及び保管に支障を及ぼさないか
3. 輸出に係る特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生又は保管が、国内の再生基準又は保管基準を下回らない方法によるものか

※特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の例：
使用済鉛蓄電池、電子スクラップ、基準未達の使用済プラスチック等

※無確認輸出は罰則の対象。未遂罪・予備罪も措置。

生活環境保全上の支障等が生じた場合の措置（新設）、罰則その他

- 許可業者に対する事業停止命令、許可の取消し等の規定や、報告徴収、立入検査等の規定を整備する。（第24条の9、第24条の10、第24条の17、第24条の22～第24条の26関係）
- 廃棄物処理業者に対する罰則と同等の罰則を措置する。 等

➡ **基準等に違反する許可業者には、事業停止命令等により対処。**
無許可営業、無確認輸出等の違反には、廃棄物と同等の罰則を措置。

都道府県知事等の命令等権限

- ・ 違反行為等を行う許可業者に対しては、都道府県知事による、**事業停止命令・許可の取消し等**により対応。
- ・ 保管基準等が未適合の場合は改善命令・措置命令等により対応。許可を失った事業者等が**スクラップを放置する事案に対しても、措置命令により対応。**



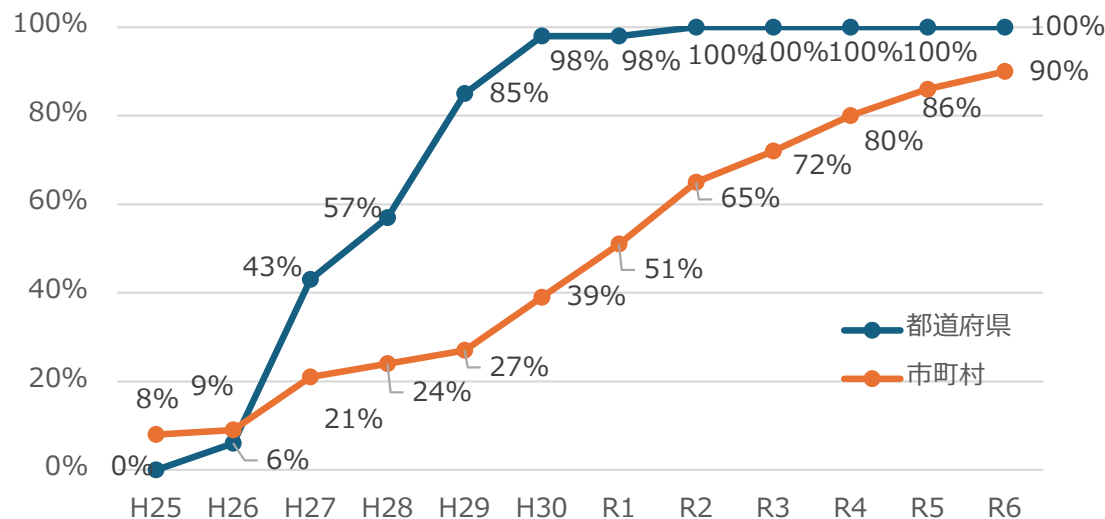
罰則

- ・ 無許可営業、許可不正取得、事業停止命令違反、無確認輸出（未遂含む）等を行った場合には、**最大5年の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金**又はこれを併科する。
- ・ **法人の場合には、最大3億円の罰金**を科する。

法律改正の背景 災害廃棄物の処理の推進関係

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
- 平時の備えについて、災害廃棄物処理計画の策定率は**市町村では90%に留まり**、計画策定済の市町村でも**重要な事項の反映が不十分な状況**から、計画策定等の**準備を平時に推進することが必要**。
 - 発災時に既存の民間の廃棄物処理施設・処理業者を最大限活用していくためには、**災害廃棄物処理の特例措置を更に拡充していくことが必要**。
 - こうした平時、発災時の災害廃棄物対応を進めるための自治体のマンパワー・ノウハウ不足が大きな課題であり、**安定的に支援を行う体制等の構築が必要**。

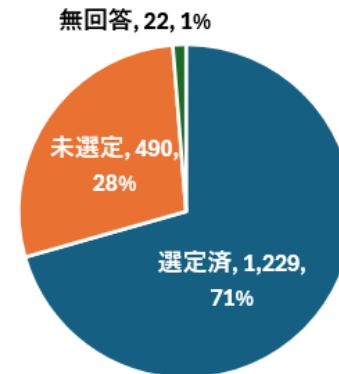
災害廃棄物処理計画の策定率の推移



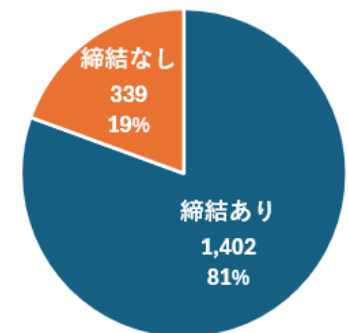
都道府県・市町村の災害廃棄物処理計画策定率
(令和6年度末時点)

計画に盛り込むべき重要な事項(※)の反映状況

- ※計画に盛り込むべき重要な事項(主なもの)
- ✓ 仮置場候補地の選定
 - ✓ 周辺自治体や民間事業者との協定締結
 - ✓ 水害に対する被害想定 等



市町村の仮置場候補地選定率
(令和6年度末時点)



市町村の災害支援協定締結率
(令和6年度末時点)

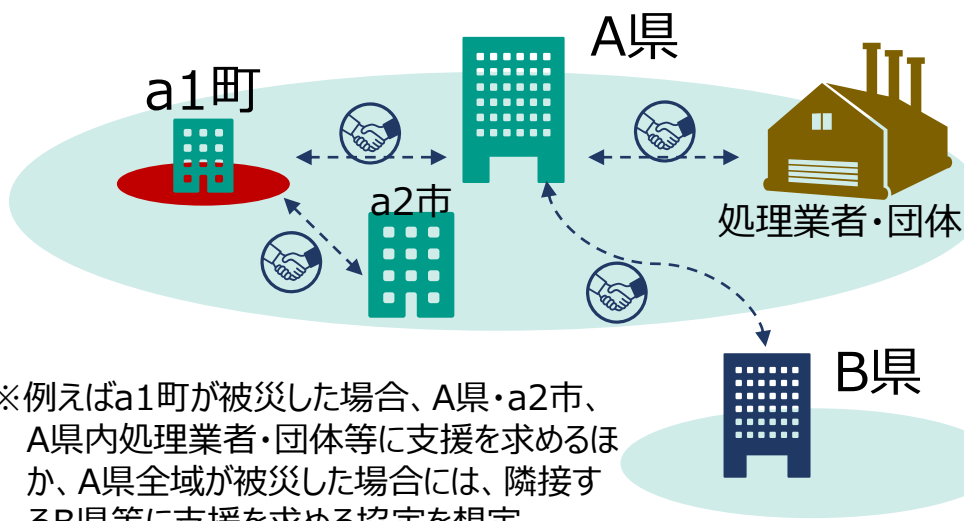
災害廃棄物の処理に関する協定の締結、計画の記載事項追加（新設）

- 都道府県及び市町村は、廃棄物処理業者等との間において、非常災害廃棄物の処理に関する協定を締結するよう努めなければならないものとする。（第5条の6の2、第6条の4関係）
- 市町村が定める一般廃棄物処理計画の記載事項に、非常災害時における一般廃棄物の適正な処理等に関する施策に関する事項を追加する。（第6条関係）



平時のうちから関係者と協定を締結するとともに、計画を定めておくことで、**発災後の迅速な対応を可能とする。**

協定締結のイメージ



※例えばa1町が被災した場合、A県・a2市、A県内処理業者・団体等に支援を求めるほか、A県全域が被災した場合には、隣接するB県等に支援を求める協定を想定

計画の記載事項の追加

一般廃棄物処理計画（法定）

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥ **非常災害時における④⑤に掲げる事項に関する施策に関する事項**

現行の規定

追加



今般の改正に伴う各市町村における計画策定を専門支援機関（JESCO）※が支援 ※詳細は後述地域防災計画等の他の計画との一体策定等、柔軟な制度運用となるよう周知・助言する

協定の締結事項（案）

- 自治体と民間事業者（処理業者・団体）との間、また、自治体間で締結する協定に関し、省令で措置する「協定において定める事項」については、これまでの協定締結事例を踏まえ、以下の内容を検討中。

自治体と民間事業者（処理業者・団体）間の協定において定める事項

- ア 協定に参加する者の氏名又は名称
- イ 事業者による処理の内容
- ウ 自治体から事業者に対し災害廃棄物の処理を求める場合の手続
- ウ 次に掲げる事業者による災害廃棄物の処理に関する事項のうち、必要なもの
 - ① 災害廃棄物の処理に係る費用負担
 - ② 協定の期間
 - ③ その他災害廃棄物の処理に関する事項

自治体間の協定において定める事項

- ア 協定に参加する者の氏名又は名称
- イ 災害廃棄物の処理に関する協力を求める場合の手続
- ウ 災害廃棄物の処理に関する協力に係る事項のうち、必要なもの
 - ① 協力の内容
 - ② 協力に係る費用負担
 - ③ 協定の期間
 - ④ その他災害廃棄物の処理に関する協力に係る事項

災害廃棄物処理の再々委託の規定整備（新設）

- 市町村から非常災害廃棄物の処理の委託を受けた者（非常災害廃棄物処理受託者）が、当該処理を他人（非常災害廃棄物処理再受託者）に再委託すること及び非常災害廃棄物処理再受託者が当該処理を他人に再々委託することができるものとする。（第6条の2関係）

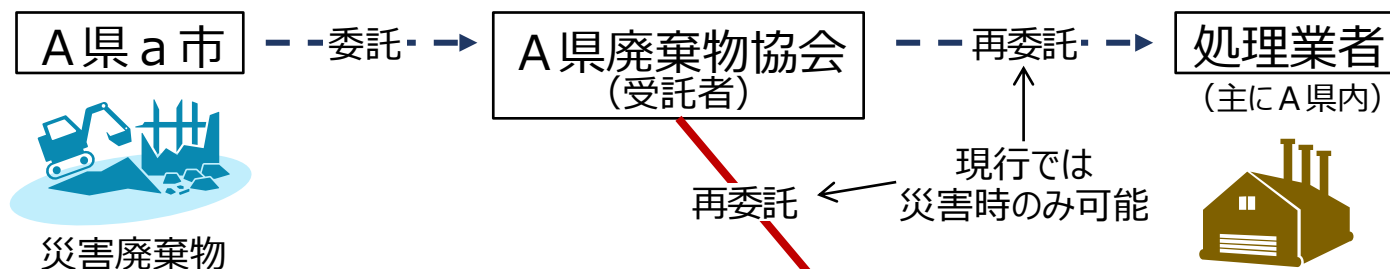


現行制度では災害廃棄物の処理の再委託が可能であるものを、再々委託まで可能とし、効率的な災害廃棄物の処理を可能とする。※

※ 廃棄物処理法では、廃棄物の処理責任の所在を不明確にし、不適正な処理を誘発するため再委託を厳しく制限している。そのため、非常災害時に一般廃棄物処理計画に従って委託する場合に限り、再々委託を認めるもの。

災害時の委託の流れ＜一例＞

現行制度



A県内の処理業者では対応が不足し、県外の処理業者に委託を行う場合、B県内の処理業者についての実情に詳しいB県廃棄物協会を通して委託をすることが効果的

制度改正後

**今回の改正により
災害時のみ可能に**



災害廃棄物処理の再々委託に係る基準（案）

- 災害廃棄物処理の再委託、再々委託に係る基準は、政令で規定する「委託基準」を適用することを検討中。
（これまで省令で規定していた「災害廃棄物処理の再委託に係る基準」については、上記委託基準に統合するため削除する予定。）

委託基準

※下記基準を再委託、再々委託にも適用する。

- ・受託者が業務（他人に委託する業務を除く。）を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ相当の経験を有する者であること。
- ・受託者が法で規定する欠格要件のいずれにも該当しない者であること。
- ・受託者が自ら業務（他人に委託する業務を除く。）を実施する者であること。
- ・一般廃棄物の収集運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。
- ・委託料が業務を遂行するに足りる額であること。
- ・一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ・一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村においてその場所及び方法を指定すること。
- ・委託契約には、受託者が委託基準に適合しなくなったときは契約解除できる旨の条項を明記すること。
- ・被災市町村外で災害廃棄物処理を行う場合、被災市町村から受入を行う市町村に対し、受託者の所在地・名称等を通知すること。※
※法改正により、災害廃棄物を受け入れる指定最終処分場（指定制度の詳細は後述）については、指定を行う際に予め通知を行っていることから、発災時の通知は不要とする。
- ・【特管一廃】業務に直接従事する者が、業務に係る特管一廃について十分な知識を有すること。
- ・【特管一廃】受託者が、生活環境等に係る被害を防止するための措置を講ずることができる者であること。

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（改正）

- 非常災害廃棄物処理受託者等は、非常災害廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設（繊維くずの破碎施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ないもの）を設置するためにその旨を都道府県知事に届け出る場合は、生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付を省略することができるものとする。（第9条の3の3関係）

➡ **生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の設置に関する手続きを合理化し、当該施設の設置に要する期間を短縮する。**

設置に係る主な手続



生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の例

生活環境影響調査の添付を省略可能とし、調査に要する期間を短縮

産業廃棄物処理業者が保有する既存施設も対象

左：廃石膏ボード再生専用の破碎施設
右：廃畳専用の切断施設

生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設（案）

- 政令で定める生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設は、多量の廃置、廃瓦、廃石膏(こう)ボードその他非常災害により損壊した建物において生ずるこれらに類する非常災害廃棄物を処理するものとして、以下を定めることを検討中。

処理施設	備考
廃プラスチック類の切断施設	・「廃プラスチック類」は、非常災害時に多量に発生する「置」の構成要素。
紙くずの破砕施設	・「紙くず」は、非常災害時に多量に発生する「石膏ボード」の構成要素。
繊維くずの破砕施設又は切断施設	・「繊維くず」は、非常災害時に多量に発生する「置」の構成要素。
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずの破砕施設	・「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」は、非常災害時に多量に発生する「石膏ボード」、「瓦」の構成要素。
コンクリートの破片その他これに類する不要物の選別施設	・非常災害に伴って生じたコンクリートの破片及び各種廃材（木くず、金属くず等）の混合物を含む 非常災害廃棄物全般 を想定。

非常災害に係る最終処分場の指定（新設）

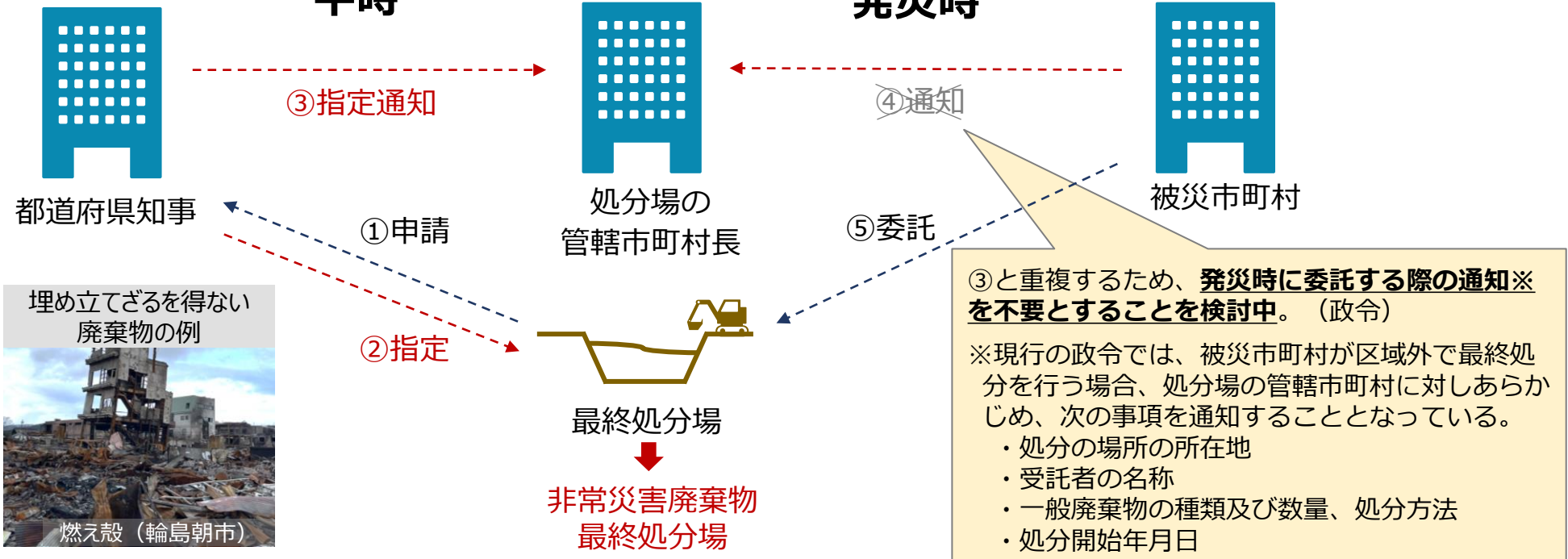
- 都道府県知事は、一般廃棄物の最終処分場等であって基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができるものとし、当該設置者は、非常災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならないものとする。

（第9条の3の4関係）

**埋め立てざるを得ない災害廃棄物の最終処分場を平時から確保し、
発災時に円滑かつ迅速に処理する体制を構築可能にする。**

平時

発災時



最終処分場の指定制度に係る各種規定（案）

- 最終処分場の指定制度に係る各種規定について、以下を検討中。
 - 政令において、最終処分場の指定の更新期間を「5年」と定める。
 ※新法第9条の3の4第3項において、指定期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うことが規定されている。
 - 省令において、「指定制度に係る申請書の記載事項、申請書に添付する書面等」、「非常災害に係る最終処分場の技術上の基準」及び「非常災害に係る最終処分場設置者の能力の基準」を定める。

指定制度に係る申請書の記載事項、申請書に添付する書面等

- ・ 当該処分場の基本的事項（設置者の名称、設置場所、設置許可番号等）
- ・ 当該処分場の容量、残余容量及び災害廃棄物の埋立処分に供される容量
- ・ 設置者の能力の基準（受入体制・災害廃棄物の知見）に関する事項
- ・ 上記の根拠となる添付資料

非常災害に係る最終処分場の技術上の基準

- ・ 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に適合していること
- ・ 災害廃棄物の処理に足る残余の埋立容量が確保されていること

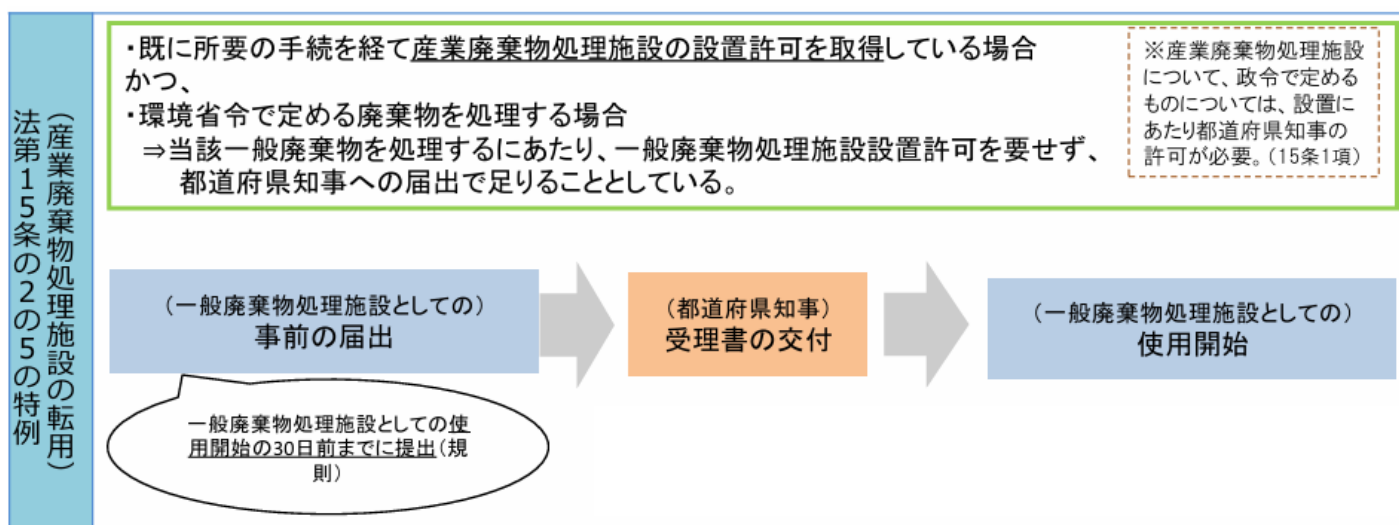
非常災害に係る最終処分場設置者の能力の基準

- ・ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な受け入れを実施できる体制を有すること
- ・ 災害廃棄物の処理に関する知見を有すること

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例への追加

- 非常災害に係る産業廃棄物の最終処分場の指定にあたっては、申請者は事前に法第15条の2の5第1項に基づく都道府県知事への届出を行い、当該処分場が一般廃棄物処理施設として設置されている必要がある。
- これまで安定型最終処分場については、同条の対象施設ではなかったことから、最終処分場の指定制度の活用を促進すべく、同条の対象に、廃プラスチック類やゴムくず等の安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（災害廃棄物であるものに限る。）及び当該一般廃棄物を処理する安定型最終処分場を追加することを検討中。

法第15条の2の5第1項では、平時において、省令で指定する産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、都道府県知事に届け出ること、設置許可を受けることなく当該処理施設を一般廃棄物処理施設として設置することができることとしている。



専門支援機関への委託・JESCO事業への災害廃棄物事業の追加

- 国は、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を推進するとともに、当該事務を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）その他の機関に委託することができることとする。（廃掃法第23条の2の2関係）
- JESCOの事業として次の（１）（２）を追加する。
 - （１）市町村又は都道府県に対し、非常災害廃棄物の処理の方策に関する提案、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他の非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な援助を行うこと。（第7条第1項第5号関係） **※災害時の事業**
 - （２）国の委託を受けて、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。（第7条第1項第6号関係） **※平時の事業**

**専門支援機関（JESCO）が国の事業の一部を担うことにより、
平時・災害時のいずれにおいても人員・専門的知見が不足する自治体を支援**



仮置場設置の技術的助言（穴水町）



ドローンを用いた災害廃棄物搬入量の把握（輪島市）

※法律改正内容に合わせ、
「JESCOの会計に関する
省令」を改正の予定
（技術的修正のみ）

環境省設置法の改正による環境省地方支分部局（地方環境局）の体制強化等

主な変更点

- 2026年7月1日より、環境省地方支分部局の「地方環境事務所」の名称を「**地方環境局**」へ変更。
また、全ての地方環境局に「**次長**」を設置。
- あわせて、「資源循環課」を「**資源循環・災害廃棄物対策課**」へ名称変更。
- 措置に先立ち、災害廃棄物対策に係る定員を全国で**29名増員**（令和8年度～）。

地方環境局の管轄区域

新名称	所在地 *変更なし	管轄地域 *変更なし
北海道環境局	北海道札幌市	北海道
東北環境局	宮城県仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東環境局	埼玉県さいたま市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
中部環境局	愛知県名古屋市	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿環境局	大阪府大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国環境局	岡山県岡山市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州環境局	熊本県熊本市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

災害廃棄物対策における地方環境局の使命と取組

使命：地域の安全・安心を支える**環境面での危機管理**

⇒ 災害廃棄物の適切かつ迅速な処理の実現

平時の備え

モデル事業等による計画策定支援、**図上
演習訓練**



発災時の応援

環境省職員の**現地派遣**、関連機関への
支援要請



地方環境局の取組の姿勢

姿勢① 地域の声をきめ細かく把握し、**現場第一の環境
政策の立案**につなげます。

姿勢② 自治体や企業、地域住民など、**多様な主体を結
ぶ地域のハブ**となります。

姿勢③ 地域課題の解決に向け、**地域に寄り添い、共に
考え、伴走**します。

**ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する
特別措置法
及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を
改正する法律**

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の概要



現状・課題

措置事項

<高濃度PCBに係る課題>

- PCB法において、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の法定の処分期間内（令和5年3月末等）の処分（処分の委託を含む。）を義務付け。
- **中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）におけるPCB処理事業が終了**※し、今後、少量・散発的に発生する**PCB廃棄物の取扱いを定める必要**。

※ 現行法はJESCOの処理が終了前の処分を義務付け
高濃度PCB製品は、引き続き廃棄物とみなす。

※ JESCOにおけるPCB処理事業の期間は立地地方公共団体との約束を
踏まえて設定され、PCB法に基づく政府の基本計画に記載

<低濃度PCBに係る課題>

- PCB法において、低濃度PCB廃棄物の法定の処分期間内（令和9年3月末）の処分を義務付け。
- **使用中の低濃度PCB使用製品**は相当数存在し、今後も**低濃度PCB廃棄物は相当数発生**。

（PCB法の改正）

<高濃度PCB>

- JESCOの事業終了後、新たに発見される高濃度PCB廃棄物に備えて処分期間の規定を見直す※。 ※ 発見後に一定期間内の処分を義務付ける
- **今後、処理能力を有する民間処理施設で安全に処分**※。 ※ 民間処理施設での処理に係る基準等は廃棄物処理法の告示改正で措置

<低濃度PCB>

- 使用終了後の適正な処分を図るため、**低濃度PCB使用製品の管理基準や届出制度を創設**。

（JESCO法の改正）

- 高濃度PCB廃棄物の処理が完了するため、JESCOのPCB処理事業等を廃止。

<施行期日> 令和9年4月1日（改正JESCO法の施行は政令で定める日）

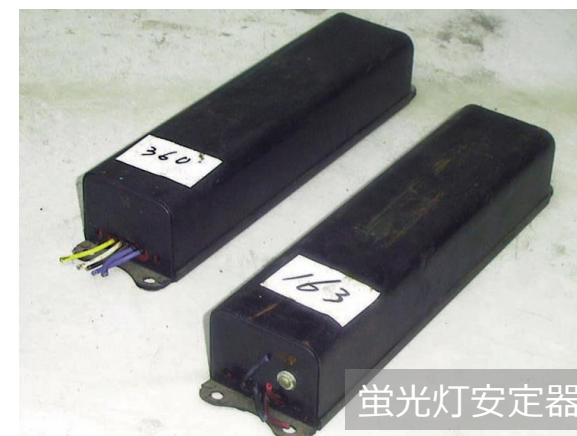
- **ポリ塩化ビフェニル（PCB）**とは、絶縁性等の性質を持つ油状の物質で、かつて様々な**電気機器の絶縁油等**に**使用**された。体内に蓄積し様々な症状※¹を引き起こす**毒性**が明らかとなり、昭和47年以降は**製造禁止**。
- その適正な処理を図るため、**PCB法**において、**高濃度**※²・**低濃度**に**区分**し、処分期間内の処分を義務付けている。
- 高濃度PCB廃棄物は、国100%出資の**JESCO**※³の**処理施設において処理**を行っており、令和7年度末（令和8年3月末）で終了。

※1 吹出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など

※2 主に5,000mg/kg超

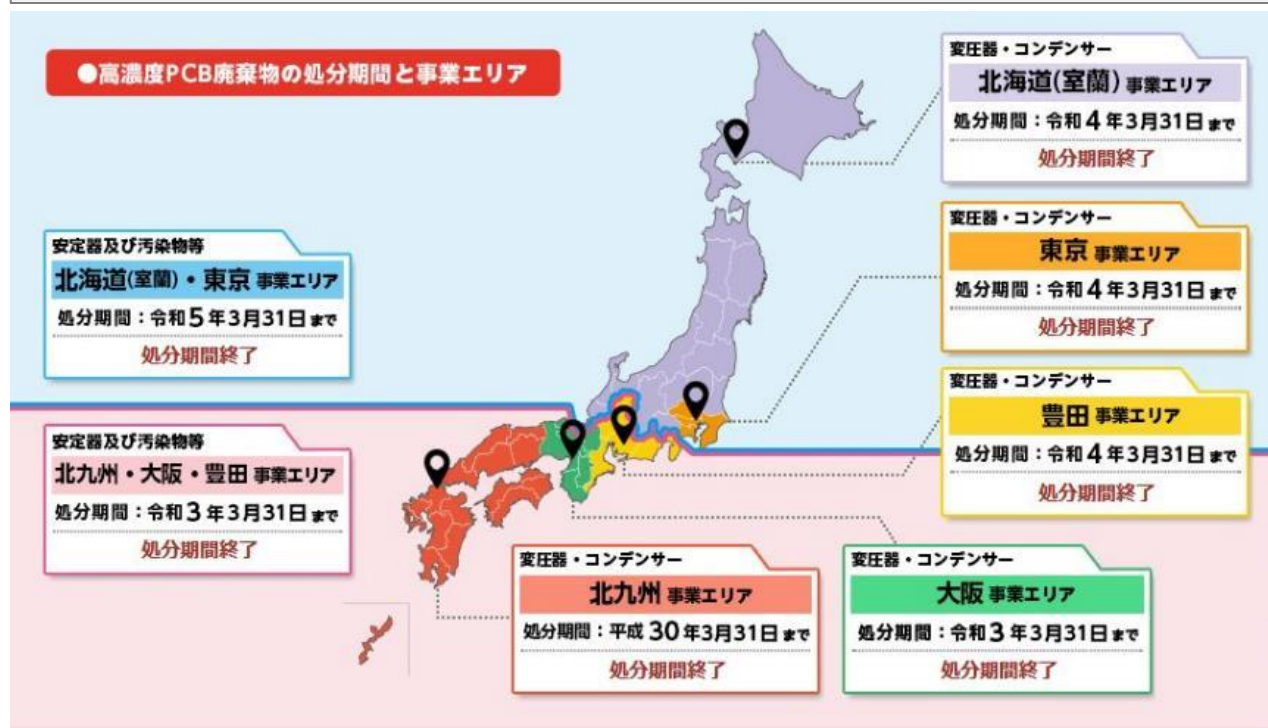
※3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（国100%出資の特殊会社）

PCBを含む機器の例



改正の背景② 高濃度PCB廃棄物の処分の進展

- PCB特措法にて**高濃度PCB廃棄物**及び**高濃度PCB使用製品**の届出及び**処分期間内**（令和5年3月末等）の**処分（処分の委託を含む。）**を義務付け。
- JESCOにて**高濃度PCB廃棄物の処理がほぼ完了**。
 - 処理量は、変圧器・コンデンサー等が39万6千台、安定器・汚染物等が2万1千トン（令和8年3月末時点）。
- JESCO事業により高濃度PCB廃棄物の処理は大きく進展。**令和7年度末で事業終了**。



- PCB特措法にて**低濃度PCB廃棄物**の届出及び**処分期間内**（令和9年3月末）の**処分を義務付け**。大臣認定の無害化処理施設等（焼却施設26カ所）において処理を実施。
- **低濃度PCB使用製品**は、PCBの製造禁止後に製造工程等で非意図的にPCBが混入した絶縁油等を使用した製品であり、前回法改正（平成28年）以降、法附則の規定を踏まえ、**関係省庁・関係業界の協力を得て実態把握を進めてきた**。

●低濃度PCB廃棄物の処理状況

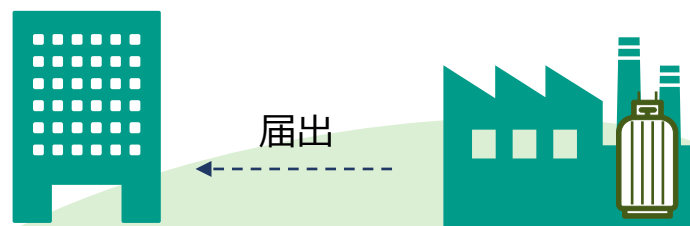
	令和6年度処理実績	累計処理量 (令和6年度末時点)
廃電気機器類 (変圧器・コンデンサー等)	約14万台	約97万台
PCB絶縁油	約1.1万トン	約18万トン
汚染物	約3.2万トン	約19万トン

- 低濃度PCB使用製品の届出件数： **変圧器、コンデンサー等電気機器類は約39,400台**
(※令和6年3月末時点。任意の届出に基づく情報であり、残存量としてはそれよりも多くの製品が存在。)

※平成28年改正法附則第5条

政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況等を勘案し、**ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品に関する施策の在り方**を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 目的規定、定義規定について所要の改正を行う。（第1、2条関係）
- 低濃度使用製品所有事業者は、低濃度PCB使用製品の所有及び使用の状況、使用の場所、使用の終了の見込み等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。
（第8条関係）
- 低濃度使用製品所有事業者は、届出をした低濃度PCB使用製品について、政令で定める基準に従い管理しなければならないものとする。（第9条関係）
- 電気事業法第2条第1項に定める電気工作物であって政令で定めるものについては、電気事業法の定めるところによるものとする。（第11条関係）



都道府県知事

低濃度使用製品所有事業者

<事業者からの届出>

行政がPCB使用製品の所在や数量等を把握し、指導等を通じた適切な廃棄を促進

**<PCB使用製品の管理>**

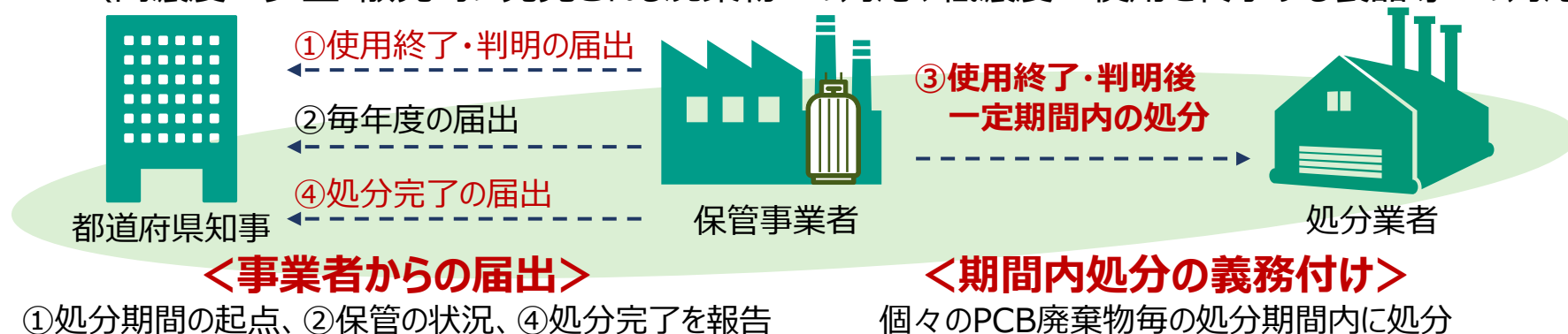
低濃度PCB使用製品を特定し、PCBの飛散・漏えい等がないような管理を講じることで、PCBの環境中への飛散・漏えいを防止。

- 届出をした低濃度PCB使用製品の使用を終了した事業者又は保管する廃棄物がPCB廃棄物（高濃度・低濃度）であると判明した事業者は、その使用を終了したとき又は判明したときは、PCB廃棄物の保管の状況、保管の場所等を都道府県知事に届け出なければならないこととする。（第12条、第19条、第22条関係）
- PCB廃棄物の保管の届出をした事業者は、低濃度PCB使用製品の使用を終了した日又は保管する廃棄物がPCB廃棄物であると判明した日から5年を超えない範囲内において政令で定める期間が経過する日までにPCB廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託しなければならないこととする。（第12条、第19条、第22条関係）

※ 高濃度PCB使用製品は高濃度PCB廃棄物とみなす。

これまでの一律の処分期間内の処分義務付けから、**個々のPCB廃棄物毎に設定される処分期間内の処分の義務付けへと見直し**

（高濃度：少量・散発的に発見される廃棄物への対応、低濃度：使用を終了する製品等への対応）



＜経過措置＞

- 改正法の施行日（令和9年4月1日）より前から保管・届出されたPCB廃棄物の取扱いを附則に定める。

改正法附則に定める経過措置

保管・届出時期		適用 ^{※1}
高濃度PCB廃棄物	旧法の処分期間内 (令和5年3月末等まで)	旧法 (処分期間を徒過)
	旧法の処分期間後から 法施行日までの間	新法 ^{※2} (法施行日を判明日 ^{※3} とみなす)
低濃度PCB廃棄物	旧法の処分期間内 (令和9年3月末)	旧法 (処分期間を徒過)

※1 法施行前に実施した行政代執行に係る費用の徴収は引き続き可能とする。

※2 旧法の処分期間中は、関係省庁、地方公共団体、関係団体の総力を挙げての掘り起こし・総ざらいが行われたことを踏まえれば、処分期間内に発見されなかったことは事業者には強い帰責性があるとは言えず、処分期間後に発見され届け出られた高濃度PCB廃棄物は法施行日を判明日とみなして新法の規定を適用することとする。

※3 新法の処分期間の起点となる日

- 都道府県等のPCB廃棄物処理計画の策定義務に係る規定等を削る。（旧第7条、第9条関係）
- 指導及び助言、承継の届出、報告の徴収及び立入検査等の規定の対象に低濃度PCB使用製品の届出をした者を加えることとする。（第10条、第17条、第32条、第33条関係）
- 環境大臣は、PCB塗布施設等の所有又は管理に係る事業を所管する大臣に対し、低濃度PCB廃棄物の飛散の防止について必要な措置を講ずることを要請できるものとする。（第29条関係）
- 低濃度PCB使用製品の届出義務違反等を罰則の対象とする。（第42条関係）

 **高濃度PCB廃棄物のJESCOによる処理が終了することから、計画的処理を前提とした都道府県事務を見直し、新たな制度への対応に重点化できるように規定を改正する**

高濃度PCB廃棄物の計画的処理を前提とした
都道府県事務に関する規定

廃止

- PCB廃棄物処理計画の策定
- 保管等の状況の公表



改正法に基づく都道府県事務に関する規定

- 個々のPCB廃棄物毎に設定される処分期間内の処分への対応
- 低濃度PCB使用製品、低濃度PCB使用疑い製品等への報告徴収、立入検査

※計画策定や保管状況の公表はJESCOでの高濃度PCB廃棄物の計画的処理を達成するためのものであり、規定を廃止しても特段の支障は生じない

- JESCOの事業から「PCB廃棄物の処理を行うこと」を削る。等
(第7条、第11条、第17条関係)

- JESCOのPCB処理事業は令和7年度末で終了。
- 処理施設の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去は引き続き実施し、PCBの適切な廃棄を確保。

設備の解体撤去の様子（北九州PCB処理事業所の例）



解体撤去前



解体撤去中



解体撤去後

今後の検討の進め方について

各検討事項について、それぞれ有識者検討会を設置し技術的観点から検討を行うこととし、本小委員会において年度内に適宜御議論をいただく。

＜災害廃棄物関係＞

令和8年7月～
令和8年7月～8月
令和8年9月上旬～中旬

「災害廃棄物対策推進検討会」の開催
政省令のパブリックコメント
施行

＜スクラップヤード関係＞

令和8年7月～
令和9年3月目途
令和9年4月目途
令和10年12月までに

「スクラップヤード環境対策技術検討会」の開催
政省令の改正、ガイドラインの策定
自治体への制度周知、疑義照会対応
施行

＜PCB関係＞

令和8年8月
令和8年12月目途
令和9年4月1日

「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」の開催
政省令の改正
施行

(参考) 有識者検討会について

○ スクラップヤード環境対策技術検討会

生活環境保全上の観点から、スクラップヤード業者が遵守すべき保管基準等やガイドラインの内容などについて検討を行うため開催するもの

座長：寺園淳 国立研究開発法人国立環境研究所国立環境研究所企画部／フェロー

○ 災害廃棄物対策推進検討会

災害廃棄物対策に関する知見と課題の整理を行うとともに、大規模災害に備えた災害廃棄物対策の具体化を進めること等を目的として、災害廃棄物処理システムや技術に関する事項、災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方に関する事項、その他検討会が必要と認める事項を検討するため開催するもの

座長：酒井伸一 公益財団法人京都高度技術研究所副所長・理事

○ PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

PCB廃棄物及び使用製品の適正処理等の推進に関する検討を目的として開催するもの

座長：浅野直人 福岡大学名誉教授